

第1回 入院者訪問支援事業研修

1. 目的

令和4年12月に成立した精神保健福祉法第35条の2に新たに定められた「入院者訪問支援事業」の意義と目的を理解し、各自治体で適切に運用できるようになることを目的として研修を実施します。

<※注> 入院者訪問支援員養成研修ではありません。

2. 対象者

入院者訪問支援事業の実施を検討している、または事業を実施中の都道府県、政令市、中核市、特別区における事業担当者(行政職員)および入院者訪問支援事業の実務を担当する方(事業委託先等)。事業をこれから開始する自治体、事業を実施中の自治体いずれも参加可能です。

※行政職員と事業の実務を担当する方のチーム(2名以上)での参加をお願いいたします。

3. 研修期間

令和6年7月26日(金)

※第1回、第2回ともに、同一の内容となります。

4. 研修主題

入院者訪問支援事業の意義と目的を理解したうえで、事業の実施体制の構築、各種会議の運営や事務局の役割や訪問支援員のバックアップのあり方等につき、講義とグループワークを通じて習得する。

5. 課程内容

	(時間)
事業の意義と実施体制の構築について	(1.5)
推進会議、実務者会議の運営	(1.0)
電話対応、病院との連絡調整	(1.0)
不測の事態への対応	(1.0)
支援員のバックアップとスキルアップ	(1.0)
研修の振り返り	(0.5)
合計	6時間

6. 定員 50名

7. 申込方法・期間 WEB 令和6年5月7日(火)～5月27日(月)

8. 受講料 6,000円

9. 会場 国立精神・神経医療研究センター 教育研修棟ユニバーサルホール